○国土交通省告示第千百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定による事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第二十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十四年十月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第１　起業者の名称　国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

第２　事業の種類　一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前地内、同市大字平須賀字赤木前地内から同市大字平須賀字外郷内前地内までの間並びに茨城県猿島郡境町大字山崎字砂久保地内から坂東市平八新田字金崎地内までの間、同市勘助新田字堀向宮下地内から常総市大輪町字築地地内までの間、同市三坂新田町字内耕地地内から同市上蛇町字屋敷通地内までの間及びつくば市高須賀字霜田地内から同市島名字前野地内までの間）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前並びに大字平須賀字赤木前及び字外郷内前地内

茨城県猿島郡境町大字山崎字砂久保、字柳島、字水操前、字台ノ内、字台ノ内南、字台ノ内前、字道円坊、字五辺、字台ノ内東、字大杉東、字寺ノ内後、字寺ノ内前、字前、字寺ノ内東、字大日西、字大日後、字大日東、字香取後、字香取東、字正巡場及び字井草並びに大字内門字北原、字寺内東、字井草道北、字井草道南、字井草香取後、字下新田福原、字下新田及び字屋敷東地内

茨城県坂東市菅谷字福原、字西脇、字西原、字雷電、字香取前、字明橋下、字明橋上及び字大日後、生子字山ノ下、字雷神後、字雷神前、字東、字下田、字溜井、字東谷津及び字松ノ木、借宿字北原東及び字上ノ谷、半谷字八十氏、字十一、字九番縄、字八番縄及び字八、冨田字新溜上、字北原、字立野後、字遠原、字三ヶ月西、字三ヶ月後、字三ヶ月、字三ヶ月東、字船付戸、字沓掛前、字遠荒井後及び字東溜、沓掛字坊、弓田字駒寄溜、字溜の渕、字立山、字鐘打、字鐘打東、字猪子、字三ツ又、字埃倉、字真那板倉、字籠場、字立川、字牛倒及び字二本柳、内野山字然り山下、字然り山、字猪子、字桃木及び字鳥ノ小島、平八新田字金崎並びに勘助新田字堀向宮下地内

茨城県常総市伊左衛門新田町字前和田、大生郷新田町字金戸沖及び字金戸、大生郷町字六方、字金戸、字四ツ谷、字鉄替地、字香取前、字宮原前及び字大部堂、花島町字天王原、大輪町字築地、三坂新田町字内耕地並びに上蛇町字丁張、字裏田通、字前吹通及び字屋敷通地内

茨城県つくば市高須賀字霜田、字下原、字東谷津及び字高須賀、鍋沼新田字長峯、真瀬字寒井及び字堀附、下河原崎字下河原崎並びに島名字中西、字榎内及び字前野地内

２　使用の部分　埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前地内

茨城県坂東市菅谷字香取前、借宿字北原東及び字上ノ谷、半谷字十一、弓田字立山、字真那板倉、字籠場、字立川、字牛倒及び字二本柳、内野山字桃木及び字鳥ノ小島、平八新田字金崎並びに勘助新田字堀向宮下地内

茨城県常総市伊左衛門新田町字前和田、大生郷新田町字金戸沖及び字金戸、大生郷町字六方、字金戸及び字大部堂、三坂新田町字内耕地並びに上蛇町字丁張、字裏田通、字前吹通及び字屋敷通地内

茨城県つくば市高須賀字下原、真瀬字堀附、下河原崎字下河原崎並びに島名字中西及び字榎内地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県久喜市大字北青柳字深町地内の久喜白岡ジャンクションから、茨城県つくば市新井字新井地内のつくば中央インターチェンジまでの延長48.0㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社による合併施行事業であるところ、一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当し、また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第２条第４項に規定する会社は、同法第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、平成23年６月６日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、平成23年６月８日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道。以下「圏央道」という。）は、東京都心から半径約40㎞から60㎞の間に位置する神奈川県横浜市及び厚木市、東京都八王子市及び青梅市、埼玉県川越市、茨城県つくば市、千葉県成田市及び木更津市等の都市を環状に結び、また、首都圏から放射状に伸びる高速自動車国道等と相互に連絡することにより、東京都心部への自動車交通の集中により生じる交通混雑の緩和、東京都心部への一極依存構造から業務核都市等の拠点的な都市を中心とした自立性の高い地域の形成、環状で結ばれる都市相互の機能分担及び連携交流を行う分散型ネットワーク構造への再編整備による首都圏全体の調和のとれた発展等を目的とする延長約300㎞の自動車専用道路である。

本件区間とおおむね並行する主要幹線道路としては一般国道125号があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、茨城県つくば市等の既成市街地を通過していることなどから、地域住民等による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、つくば市下大島地内で19,780台／日であり、混雑度は1.44となっている。

本件事業の完成により、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（以下「東北自動車道」という。）と高速自動車国道常磐自動車道（以下「常磐自動車道」という。）とが連絡されるとともに、既に供用済み又は供用予定である圏央道等と一体となって、広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保によ